

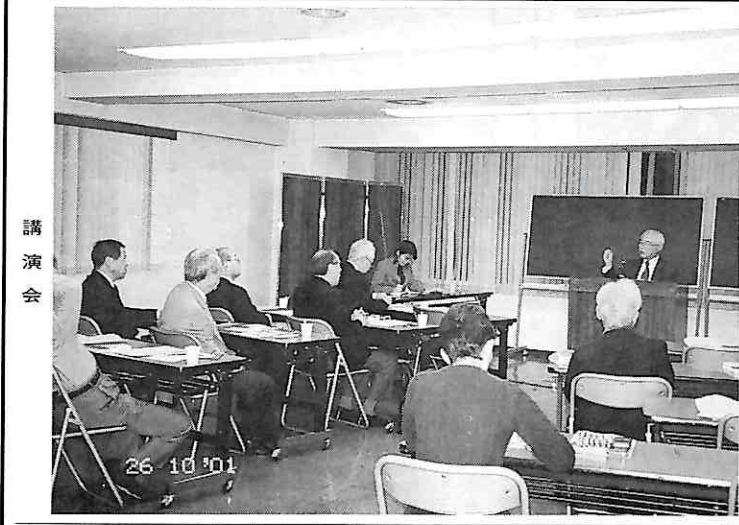


(前項から)ある金融機関で、パブルの崩壊直後、何十億の債権がありました。これを公正証書の執行力といいますが、私署証書というか、当事者同士で作成した契約書類にはこの執行力がないのです。その他、例えば売掛代金の滞ったときには、取りあえず待つてやろう、そしていつ、どのように分割して弁済するかを決め、相手との間で債務承認弁済契約公正証書を作るのです。債権保全のため必要で、よく支払不能になつた債権を不良債権といいますが、大切な債権で不良債権化させたくないなら、公正証書にしておく。再生手続きをしたり自己破産されると全部が水の泡となり、早く、早めに公正証書を作成しておいて、危ないと思ったら、すぐ強制執行をする方がいいのだから、横町のご隠居さんみた

いなるものです。自分の知らない事は、他の公証人や弁護士とも相談していろいろ考えてくれるはずで、公証人は凡そ七割が判・検事の出身で、残り三割は、法務局長や、最高裁判所、最高検察庁などの事務官のトップをのぼりつめた方々です。特に東京の公証人は、全員裁判所長が検事をやらないうと採用されないような不文律があります。公証人は身分は、先程もいまして、公務員です。公務員としておかないと作成した公文書が公文書にならない。公文書とは、公務員が職務上作成する文書であり、当事者間で取り交す私文書ではありません。その内容の真実性は絶対的なのとされており、これを証明力があるといえます。ですから、公正証書を作成していただきますと、内容の真実性が保たれ、金銭関係では執行力が備わっているから、相手が払わないときは強制執行ができて効力がある。そこがポイントなのです。こうした資格やその作成する文書の性格などの点を除きますと、業態としては、弁護士・司法書士事務所・土地家屋調査士事務所・建築設計事務所等々と変わりません。ですから私も小規模事業者で、事業税を払い、青色申告をしており、一般の事務所と同じように独立採算制でやっています。弁護士事務所と相談しますと、三分で五千円かかります。弁護士事務所に行くときは、あらかじめ相談事項は箇条書きにしておき、短時間で簡潔に相談しないと駄目です。弁護士でも税理士でも、得意分野、不得意分野があるのです。税理士だって法人税に強い人と、資産税に強い人がありま

す。飛び込んだ先が自分が相談しようとしている問題について、得意なところだといいますが、不意なところだと手間がかかり、時間がかかり処理もうまくいかなかった場合もあります。公証役場では、地元の弁護士や税理士など直接関係に知っていますので、この問題はあの先生がいいだろうと助言することもできるし、紹介の電話をかけてあげたり、いっしょに交遊の巡視をしてみたいなともしたりするのです。そういう意味で、公証役場は、何にも遺言ばかり取扱っているのではなく、結構幅広い仕事をしております。困ったことがあったら、公証役場へ相談してみてください。

せたいだろう」と主張する人も出て参ります。又、中身を見て自分に不利なことが書いてあつたら、持ち帰って破つてしまふ。結局、せっかく書いたものが間に弊られてしまうことになる。ところが公正証書にしておけば、原本は公証役場で永久保存。問い合わせれば遺言検索システムによって探し出すことができ、謄本なり正本の交付が受けられます。公正証書を書くのは、公証人ですから、改ざんとか隠匿とか偽造はなく、安全にして確実にという事になるのです。費用の点では、一人に億の遺産を相続させるときに、遺言公正証書の作成手数料が四万三千円、遺言加算一万一千円、正本・謄本代約三万円、合計約五万七千円ぐらいです。



講演会

よとして問題について、得がふた結果、つまり学習効果だと思いません。ではどうして遺産争いが多いのか。旧民法では家を如何にして子孫々に連続と維持していくか、祖先のお墓を守り、一族を養い、自分の事業を後継者に継がせていくの等々家中心の考え方をした。そのため、家の財産を分散させず後継ぎ一人に全部を承継させていき、その代り、長男は親の面倒をみ、兄弟の面倒をみる。そのために長子単独相続制度が必然的に必要だったわけだ。ところが、戦後、新憲法の施行にともなつて、昭和二十三年一月一日新民法が施行され、旧民法の長子単独相続は男女平等に反し、また身分による差別ではないかといううことになり、長子単独相続から諸子均分相続の時代になりました。

遺言争いの原因  
公証役場の話はこの程度にして、今、遺産争いが非常に増えていることをお話しします。全国の家裁裁判所で受理した遺産争いの調停事件数は、平成元年が七千四百七件、これが平成十二年は九千六百六十二件と、十二年間で凡そ三〇〇増加しております。これは調停の申し立てがあつた事件ですから、お互い同士で処理している件数は、この百倍とも千倍ともいわれております。日本人は、すぐには裁判所に駆け込みません。なるべく当事者同志で片付けようと努力し、どうしようもないのが調停とか裁判になるわけです。数字に表われない争いが非常に多いと思ひます。遺言公正証書の件数も平成十二年は、六万二千二百五十五件と平成元年比で五〇〇%の増加となつています。これは遺言公正証書はしっかりと作成しておかなくてははいけません。飛び込んだ先が自分が相談し

単独相続から均分相続へ  
そうすると、先ず問題になるのは財産にはいろいろな種類があり、簡単に切り分けられないという事です。家がある、土地がある、そして例えば五人相続がある。そうすると五人が五分の二つづつ相続する。土地、建物なども共有持分、つまり相続によって五人が五分の一ずつを承継することになるのです。しかも、そのうち共有者の一人が亡くなり、子供が三人居れば、五分一の財産を三人で分けつる。つまり十五分の一ずつとなります。こうして共有者の数がどんどん増えていく。共有者全員の同意がなければ、つまり一人でも反対すれば処分できないこと。そうすると、共有の不動産は事実上処分ができず、担保価値が下がります。銀行だつて金を貸さない。広い意味で財産価値がガクンときがかるのです。遺産には土地・建物・自動車・株式等々、いろんな種類の財産があります。相続人には子供がいる、妻がいる、どう分けたいのか。妻がいろいろ分けたいのか。誰でもない人間が平等配分というのをおかしい。こういう問題がこつてくるのです。法律はそういう意味では非常に冷淡です。子供が三人おれば三分の一決めてしまふ。ところが、法律をよく見ればわかるように、「遺言できなければ法定相続分に従う」となっているのです。遺言が主、法律が従なんです。遺言できたら、実際にそれを法律に優先させておけば、それが法律に優先する。ですから、単純に三分分して三分の一づつというのでなくて、自分によく尽くしてくれた人、自分が死んだら一番困る人、そういう人により多く、又そうでない人にもそれなりの財産を相続させるという遺言をしておくことが、相続に当って留意しておくべき基本です。そのように遺言で決めておいた方が、法定相続分に優先する。自分の気持ちにもしっかりいくの大事な事は、きちんとした遺言でなくては駄目だということです。自分が書いた遺言書の中で、一か所でも訂正印がなかったり、作成日付を入れようと思つて入れた入れないうちに死亡してしまつたりすると、遺言書全体が無効なんです。こういうリスクを考えると、遺言は公正証書で作るのが一番確実なのです。

公正証書の重要性  
定期購読用の雑誌の売店にはありませんが、「毎日が発見」という雑誌の平成十三年十月号に、藤本義一さんが「遺言の効用」という記事を書いておられます。その

自筆で作りますと、「誰かに書か

(前項から) れば決して十分とはいえない。その奥さんに夫の兄弟が遺産相続を要求してきたのです。この要求に自分の仲のいい友達の子供の結婚式に出席。隣り合わせに座った親友と話ははずんだ。別れて間もないと嘆いています。

つまり、この場合の相続権は奥さんからの電話の内容は深刻なものがありました。

奥さんに残されたものは、ローンを払い終ったマンション、預貯金とありますが、この遺産分とは、兄弟姉妹にはなく、自分の配偶者

と子供、親が生きていれば親に認められて最低限度の相続分なものです。ですから、普通、妻の相続分は二分の一、遺留分は二分の一、子供は二分の一、遺留分は二分の一、子供も二分の一になり、一年間の時効で消えてしまふ権利です。

藤本さんの話ですと、夫の兄弟が一年以内に四分の一の相続分を要求してきたのですが、もし夫が「自分の財産は妻にすべて相続させる」と遺言に書いておけば、奥さんの兄弟姉妹に遺留分はないので、四分の一の請求権もないことになり、四分の一を渡さなければならぬ。そのためには、マンションを売って安いアパートに入らなくてはならない。そんな悲惨な目にあうのです。もはや子供に頼れない時代が来ているのです。

### 新春講演会

#### 蒲田工業協同組合 木鶏会

新春講演会  
日時 平成十四年一月十日  
(内午後四時～五時三十分)  
会場 ア・ペア  
講師 中西輝政先生  
京都大学教授

皆さま方には、ご健勝にて平成十四年の新春をお迎えに出来ましたことを、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、格別のご高配ご支援を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。本年も何にとぞご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ申し上げます。

さて、恒例の新春講演会並びに、新春賀詞交歓会を左記の通り開催いたします。

講師には、昨年に引き続きテレビ、新聞等で活躍されております、京都大学教授の中西輝政先生をお迎えして、「世界の動きと日本の進路」と題しての講演会を予定しております。

何にかと、ご多用のことと拝察致しますが、万障お繰り合せのうえ、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

二案内申し上げます。

場合によっては、子供がいれば子供に相続させる。いかようにも、その家族の気持、ご自身の気持、それから、家族の状況、相続人の現況、そういったものを全部総合的に勘案して公証人が相談に応じて、「審判的方法」がゴッソです。土地と建物は甲をきちんと証書にまとめて作成するというのが、公正証書遺言の一番の眼目なのです。

人間は、ボケたら遺言できませんから、健康なうちに遺言しておく。遺言ができるということは、心身共に健全で健康だという証拠です。妻が死んだときには自分がボケていて、もう遺言する能力がない場合もあり得ますから、一通の遺言で二通の遺言証書を書くのと同じ効果がある、こうした形式の遺言にしておくのです。しかも、それによって二通の遺言証書を作ったから、手数料は二倍だろ、という、そういうことはなく、手数料は変らず用紙一枚、二五百十円ふえるだけです。

こういう夫婦相互遺言プログラムだ。だけれどもお前達は元気で幸せに過ごせ」という内容の文面が残されてしまった。自分の思いが残された。死はもう免れない。他律的な原因でも、自律的な理由で、死が免れないという人が最後に気持ちを抱き絞って書く思い、それが遺言です。

遺言と遺書  
間違えてはいけないのは、遺言と遺書の区別です。全く異なります。遺言とは、自分の財産の配分を決めることが中心です。自分の財産をどういうふうに分けるか決めること、これを財産の配分指定といい、これが遺言の意味です。

遺言というのは、いろいろな思いを、僕はこの理由で自殺するのでなどと、書き残すことです。日航機の事故のときにも、家族に残す手帳に「お父さんはもう駄目だ。だけれどもお前達は元気で幸せに過ごせ」という内容の文面が残されてしまった。自分の思いが残された。死はもう免れない。他律的な原因でも、自律的な理由で、死が免れないという人が最後に気持ちを抱き絞って書く思い、それが遺言です。

遺言をしておくのです。しかし、今は不安の多い時代ですから、飛行機に乗って同時に死亡する場合があります。つまり妻が先に死亡した場合には、妻が先に死亡した場合もあ

遺言をしておくのです。しかし、今は不安の多い時代ですから、飛行機に乗って同時に死亡する場合があります。つまり妻が先に死亡した場合には、妻が先に死亡した場合もあ

遺言をしておくのです。しかし、今は不安の多い時代ですから、飛行機に乗って同時に死亡する場合があります。つまり妻が先に死亡した場合には、妻が先に死亡した場合もあ

遺言をしておくのです。しかし、今は不安の多い時代ですから、飛行機に乗って同時に死亡する場合があります。つまり妻が先に死亡した場合には、妻が先に死亡した場合もあ

遺言をしておくのです。しかし、今は不安の多い時代ですから、飛行機に乗って同時に死亡する場合があります。つまり妻が先に死亡した場合には、妻が先に死亡した場合もあ

### 新組合員の紹介

左記の方が新しく組合に加入されましたので、ご紹介申し上げます。

株式会社 データ・テック  
代表取締役 田野 通保  
住所 大田区蒲田四四十二-11  
業種 通信制御・センサ開  
発製造(従業員二十九名)  
電話 五七〇三四〇四一

株式会社 金井製作所  
代表取締役 金井 信  
住所 大田区羽田旭町八一  
業種 機械製造業  
(従業員三十九名)  
電話 三三四四一三三三九

代表者変更  
大成工業株式会社  
旧代表者 鎮目 保  
新代表者 鎮目哲郎

永森電機株式会社  
旧代表者 永森忠夫  
新代表者 永森忠臣  
ユニプレス株式会社  
旧代表者 寺田盛彦  
新代表者 島海廣義

計報  
石森 憲蔵氏  
当組合前理事長石森憲蔵氏は一月二十四日逝去されました。謹んで哀悼の意を表しご冥福をお祈り致します。

荻野 幸男氏  
有限会社富士精機製作所社長荻野茂氏ご尊父は一月二十五日逝去されました。謹んでご報告申し上げます。誠ににご冥福をお祈り致します。

松原 武雄氏  
有限会社松原精機製作所社長松原栄一氏ご尊父は五月二十四日逝去されました。ここに謹んでご報告申し上げますと共にご冥福をお祈り致します。

飯室眞吾氏  
有限会社富士テクノマシン代表取締役飯室眞吾氏のご尊父は八月二十一日逝去されました。謹んでご報告申し上げますと共にご冥福をお祈り致します。



新春講演会  
平成十三年十月二十六日  
講演会要旨抜粋

業務報告

(前項から)

- 一月十日 1新春講演会 二十世紀日本の起ち上るとき 京都大学教授 中西輝政氏
- 2新春賀詞交歓会 二月十三日 正副会長、幹事会、及定例経営サロン(木鶏会) 正副会長会議
- 1平成十二年度決算報告について 平成十三年度予算案について 全員異議なくこれを諒承
- 2木鶏会総会開催日並びに

- 講演会講師について 開催日 平成十三年三月二十二日(木) 会場 アベア 講師 国際エコノミスト 金森 薫氏
- 3定例経営サロン 情報産業について 二月十七日 青年部(木鶏会) 新年会開催 会場 於賀本
- 三月十三日 常任理事会 1平成十三年二月末試算表について 2商工中金増資の件 3パソコン購入について 4組合総会の件 日時 平成十三年五月二十三

- 日(水) 会場 高輪プリンスホテル 講師 NHK解説委員 平野二郎氏
- 三月十五日 青年部経営サロン(木鶏会) 経費削減について 三月二十二日 1木鶏会総会 2講演会 テーマ 二〇〇一年日本経済景気の読み 講師 国際エコノミスト 金森 薫氏
- 3懇談懇親会 四月十日 定例経営サロン(木鶏会) パソコンの活用について 四月二十六日 常任理事会 1平成十二年度事業報告・決算報告・剰余金処分案承認の件 全員異議なく承認

- 2平成十三年度事業計画案・収支予算案・承認の件 全員異議なく承認
- 3平成十三年度貸入最高限度額決定の件、一組員に対する最高限度額決定の件、手数料最高限度額決定の件 全員異議なく承認
- 4講演会 講師 NHK解説主幹 平野次郎氏 テーマ 激動する国際情勢を語る 日時 平成十三年五月十一日 会場 高輪プリンスホテル
- 5新共済掛金の変更について 6(株)中山電機工業社産業について 7事務職員夏季手当について 五月八日 定例経営サロン 公立学校完全週休五日制について 五月十日 理事会 議題は常任理事会上程のもの 全員異議なくこれを承認

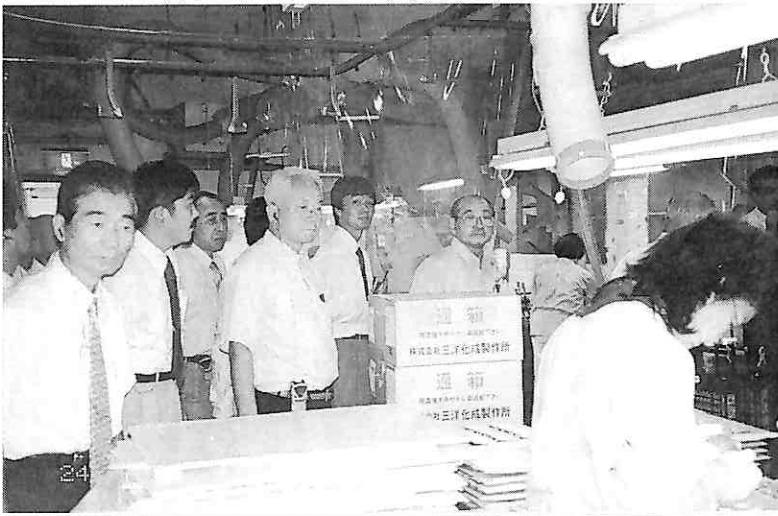
- 五月十七日 インターネット講習会開催について参加者を募集したが参加希望者が少なく中止 五月二十一日 1平成十二年度通常総会 可決事項全員異議なく諒承
- 2講演会 3懇談懇親会 六月五日 青年部経営サロン(木鶏会) 参加者の業況報告 六月十二日 1正副会長会 (A) 東北製鉄製作所 見学先 (B) エピナ電化工業(株) 2定例経営サロン 講演会実施 講師 (株)新経営サービス 専務取締役田須美 弘氏

- 七月十八日及二十日 定期健康診断の巡回 七月二十四日 1工場見学 2納涼経営サロン 九月七日 常任理事会 1太陽生命グループ保険掛金の変更について 2商工中金自動車ローン受取り 手形取立料支払について 3商工中金組員向け無担保ローンの取扱について 4平成十三年八月末試算表の説明

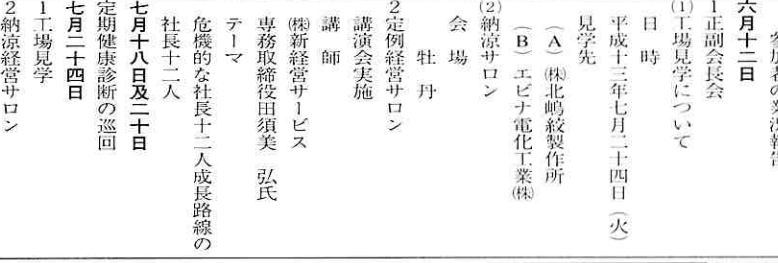
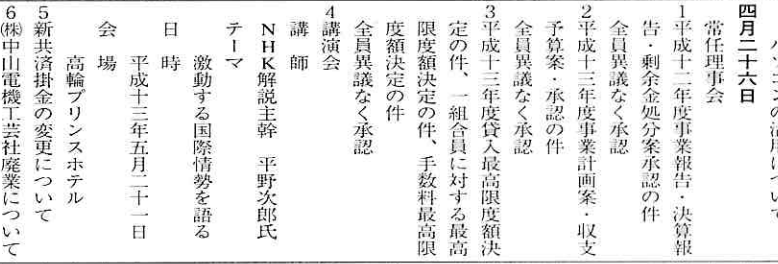
- 5新春講演会について 講師 京都大学教授 中西輝政氏 会場 ア・ベア テーマ 世界の動きと日本の進路 6中山致監事脱退につき後任監事 選出の件 7蒲田公証人清水勇男氏の講演会開催について 日時 平成十三年十月二十六日(金) 会場 蒲田工業会館 テーマ 遺言と相続について 九月十一日 定例経営サロン(木鶏会) 出席者の会社状況について 九月十二日 組合員向け無担保ローン案内通 知 (商工中金抜) 九月二十九日 懇親ゴルフ会開催(木鶏会) 裾野カンツリー倶楽部 十月九日 1正副会長会議 (1)平成十三年九月末試算表報告 会員異議なく諒承 (2)放談会の件 今年放談会取り止め十月二十六日の蒲田公証人清水勇男氏の講演内容を掲載する。(工業蒲田) (3)忘年会 日時 平成十三年十二月五日(水) 会場 目黒雅叙園 助成金について 十月十一日 東京都中小企業団体中央会創立四十五周年記念式に於いて東京都知事から当組合西ヶ谷勝美理事長が団体役員三〇七名を代表して受賞された。 又中央会会長表彰は新井陽一理事 岩崎登喜雄理事、加藤進弘理事の三氏が受賞された。 十月二十三日 郵便局振替口座開設 十月二十六日 勉強会 講師 蒲田公証人 清水勇男氏 相続と遺言について 十一月十日 青年部ボリーング大会開催(木鶏会) 十一月十三日 1常任理事会 (1)商工中金増資について (2)事務職員の年末手当 2経営サロン(木鶏会) 介護について 十一月二十二日 十五年以上勤続優良従業員に対して区長から表彰 (社名五十音順 敬称略) 太産工業(株)社員、朝倉清子、野村

和久、小川二也、大庭努、東京精密器具製作所社員、門田潔以上五名 十二月五日 忘年会(目黒雅叙園)

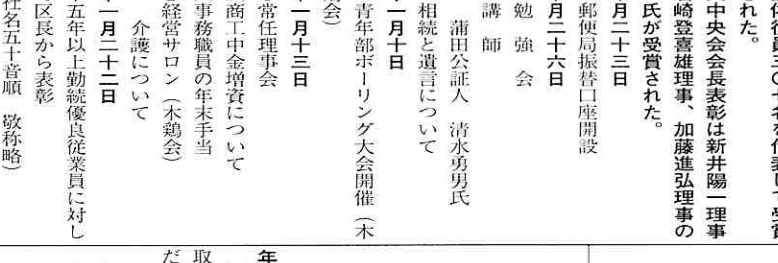
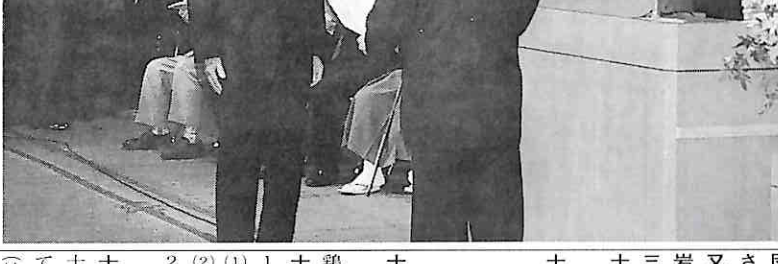
自動車ローン  
グループ保険  
のお申込は  
組合へ



工場見学



濱渦東京都副知事より都知事感謝状を授与



年末・年始事務取扱のお知らせ  
年末・年始の組合事務局の事務取扱日は左記の通りとさせていただきます。

記  
年末 十二月二十八日(金)まで  
年始 一月七日(月)から

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

蒲田工業協同組合員有志

(五十音順)

機械器具製造業

尼寺空圧工業株式会社  
代表取締役 尼寺 実

岡田 鋳 金 株 式 会 社  
代表取締役 増田 道造

株式会社 弘 機 商 会  
代表取締役 坪根 五久代

有限会社 須 藤 製 作 所  
代表取締役 須藤 敏男

大成工業株式会社  
代表取締役 鎮目 哲郎

株式会社 タンケンシールセーコウ  
代表取締役 永井 彌太郎

株式会社 東京精密器具製作所  
代表取締役 横井 幸一

東 亜 株 式 会 社  
代表取締役社長 小柳 隆

長坂精機株式会社  
代表取締役 長坂 基秀

株式会社 日 産 電 機  
代表取締役社長 中村 國男

株式会社 中谷機械製作所  
代表取締役 中谷 和彦

日本チエン・ギヤー無段変速機株式会社  
代表取締役 加藤 進弘

株式会社 藤 原 製 作 所  
代表取締役 藤原 徳一

深尾精機株式会社  
代表取締役 中井 富士夫

有限会社 富士精機製作所  
代表取締役 荻野 茂

電気機械器具製造業

株式会社 文化精工  
代表取締役 桑原 久直

出雲電機株式会社  
代表取締役 雲野 和信

有限会社 精工電子製作所  
代表取締役 入江 和平

太産工業株式会社  
取締役会長 千葉 博

永森電機株式会社  
取締役社長 永森 忠臣

株式会社 マコメ研究所  
代表取締役社長 清水 茂治郎

輸送用機械器具製造業

荏原工業株式会社  
取締役社長 長井 俊樹

株式会社 大谷造機所  
取締役社長 大谷 文雄

株式会社 清川製作所  
代表取締役 川瀬 純一

謹 賀 新 年

蒲田工業協同組合

(五十音順)

顧問 千葉 博

理事長 西ヶ谷 勝美  
副理事長 大谷 文雄  
専務理事 増田 道造

常任理事 小林 章彦  
常任理事 杉谷 順弘  
常任理事 長井 俊樹

理事 新井 陽一  
理事 岩崎 登喜雄  
理事 海老名 延郎

理事 加藤 進弘  
理事 川瀬 純一  
理事 工藤 勝広

理事 竹内 榮多  
理事 鳥海 保男  
理事 長坂 基秀

理事 西野 三郎  
理事 野口 三郎  
理事 野口 三郎

監事 荻野 茂  
監事 荻野 茂  
監事 荻野 茂

事務局長 本杉 浅治

(次頁へつづく)

# 謹んで新年のご挨拶を申し上げます

## 蒲田工業協同組合員有志

(五十音順)

(前頁より)

第一金属工業株式会社

代表取締役 菅谷義弘

株式会社 東京スピンドル製作所

代表取締役 堀井脩市

株式会社 鳥海製作所

代表取締役 鳥海保男

### 金属製品製造業

金勝産業株式会社

代表取締役 金勝恒男

株式会社 極東精機製作所

代表取締役 鈴木健一

佐々木発條株式会社

代表取締役 佐々木毅彦

有限会社 タムラ精工

代表取締役 田村知之

ティヴィバルブ株式会社

代表取締役 竹内榮多

同和発條株式会社

取締役社長 川島慎治

株式会社 羽田パイプ製造所

取締役社長 野口 広

有限会社 早崎製作所

代表取締役 早崎吉春

有限会社 富士テクノマシン

代表取締役 飯室 肇

株式会社 松原製作所

取締役社長 松原一喜

株式会社 御園精工所

代表取締役 高橋 進

### プレス・鍍金・製罐業

株式会社 新井久四郎鉄工所

代表取締役 新井陽一

株式会社 内田製作所

代表取締役 内田正勝

株式会社 内原製作所

取締役 内原康雄

有限会社 京浜プレス工業所

代表取締役 斉藤喜久雄

大和部品株式会社

代表取締役 今井敏夫

有限会社 師岡鍍金製作所

専務取締役 師岡正雄

### めつき業

### アルマイト業

エビナ電化工業株式会社

代表取締役社長 海老名延郎

株式会社 三協アルマイト

代表取締役 岩崎登喜雄

### アルミニウム合金铸件

### 铸件

有限会社 京浜铸造所

代表取締役 神道 晃

杉谷金属工業株式会社

代表取締役 杉谷順弘

### その他

株式会社 金井製作所

代表取締役 金井 信

株式会社 気球製作所

取締役社長 豊間 厚

労働衛生コンサルタント・産業医  
佐藤事務所

医学博士 佐藤精一

株式会社 瀧口製作所

代表取締役 瀧口正文

株式会社 中央テクニカ

代表取締役 木戸隆博

合資会社 ニシノ

代表社員 西野三郎

株式会社 日章機械

代表取締役社長 小林章彦

ユニプレス株式会社

代表取締役社長 鳥海廣義

仲間がつくった料理は美味しいよ！  
となんのお料理をどうぞ

都南工業給食協同組合

大田区南六郷三十五-1

TEL三三三二一七四五(代)